

## 浜松ボートクラブ佐鳴会規約

2000年1月9日制定

2002年1月13日改訂

2009年1月17日改訂

2018年1月14日改訂

### (名称)

- 第1条 1項 本クラブは浜松ボートクラブ佐鳴会と称し、静岡県**浜松市**に本部を置く。  
2項 その他にも、浜松ボートクラブ、佐鳴会の単独で名称を使用することができる。

### (目的)

- 第2条 本クラブはボート愛好者が、ボートを通じ会員相互の親睦を図ると共に、日本ボート界の発展と普及に努め、地域社会に貢献することを目的とする。

### (事業)

- 第3条 本クラブは前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1, ボート・ローイング技術の調査研究
  - 2, 青少年及び地域住民に対するボート・ローイング技術の指導
  - 3, 佐鳴湖をはじめ、ボートの漕げる自然環境との調和
  - 4, 他のボート競技団体を含め、スポーツ団体との交流
  - 5, その他本クラブ目的達成のために必要な事業

### (会員・準会員)

- 第4条 1項 本クラブの目的、規約に賛成し、会費を納めると共に本クラブの事業に参加する個人を会員とする。  
2項 高校生以下の会員は、準会員として保護者に本クラブ参加の承諾を得てから、参加することができる。  
3項 安全のため、会員・準会員とも、およそ25m程度の泳力を有することを入会条件とする。

### (賛助会員)

- 第5条 1項 本クラブの目的、規約に賛成し、賛助会費を納める個人、法人、団体を賛助会員とする。  
2項 賛助会員は総会に出席することができる。

### (機関)

- 第6条 1項 本クラブに次の機関を置く。
- 1, 総会
  - 2, 幹事会
- 2項
- 1, 総会は本クラブの最高決議機関で、毎年1回定期に開く。
  - 2, 総会は会長がこれを召集する。
  - 3, 幹事会、または会員より3分の1以上の要求があるときは、臨時に総会を開かねばならない。
  - 4, 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。
  - 5, 総会の決議は出席した会員の過半数の賛成によらなければならない。
- 3項 幹事会は総会に次ぐ決議機関であると共に、本クラブの日常業務を執行する機関

であり、幹事および会長、副会長、幹事長がこれを召集する。

(役員)

- 第7条 1項 本クラブに次の役員を置く。
- 1, 会長 1名
  - 2, 副会長 若干名
  - 3, 幹事長 1名
  - 4, 副幹事長 若干名
  - 5, 幹事 若干名
  - 6, 会計監査 若干名
- 2項
- 1, 役員は総会で会員の中から選ばれる。
  - 2, 会長は本クラブを代表し、会務を統轄する。
  - 3, 副会長は会長を補佐し、会長が支障ある時は職務を代行する。
  - 4, 幹事長は幹事会を組織し、日常業務を執行する。
  - 5, 幹事は幹事長の指揮の下に、日常業務を執行する。
  - 6, 会計監査は本クラブの会計を監査し、幹事会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

- 第8条 役員任期は2年とする。

(名誉会長、顧問)

- 第9条 本クラブに名誉会長および顧問を置くことができる。
- 1, 名誉会長は会長が必要と認めた時は会長の推薦により置くことができ、本クラブの諮問に応じる。
  - 2, 顧問は総会の推薦により会長が委嘱し、本クラブの諮問に応じる。

(会計)

- 第10条 1項 本クラブの経費は、会費、賛助会費、広告費、寄付金で賄う。
- 2項 会費、賛助会費、広告費の額は総会で決め、前納とする。
- 3項 本クラブの予算、決算は総会の承認を得なければならない。
- 4項 本クラブの会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。

(賞罰)

- 第11条 1項 本クラブの会員が本クラブの発展のために特別の功労があった時は、総会の議を経て表彰する。
- 2項 会員の結婚、受賞、第1等親の葬儀には金¥5,000を贈る。
- 第12条 1項 会員が本クラブの目的、規約に違反した時、または本クラブの名誉を著しく汚した時は、幹事会により除名することができる。
- 2項 会員が会費、賛助会費、広告費を6ヶ月以上にわたって何らかの事情もなく納付されない時は、会員または賛助会員の資格を失うことがある。

(附則)

- 第13条 規約の改訂は総会で行い、出席会員3分の2以上の賛成によらなければならない。
- 第14条 規約に定めのないものは規約細則による。規約細則は幹事会の議を経て別に定める。